

TPPは地域ビジネスと地域経済にどのような影響を及ぼすか -自由貿易VS保護貿易-

著者	武藤 宣道
雑誌名	東邦学誌
巻	42
号	2
ページ	15-30
発行年	2013-12-10
URL	http://doi.org/10.20728/00000317

TPPは地域ビジネスと地域経済に
どのような影響を及ぼすか
—自由貿易VS保護貿易—

武 藤 宣 道

愛知東邦大学

TPPは地域ビジネスと地域経済に どのような影響を及ぼすか

－自由貿易VS保護貿易－

武藤 宣道

目次

はじめに

I章 自由貿易か保護貿易かの歴史の概観

II章 TPP参加に関しての交渉の焦点の整理

III章 TPP参加での消費者のメリットとデメリットは何か？

その解決の道を探る

IV章 日本の農業の現状と将来に関する提言。

TPP参加後のあり方を整理。

V章 知的財産権

さいごに

参考文献

はじめに

2013年は地域経済とそのビジネスにマクロスコピック（巨視的）な意味で、日本経済と企業特に地域経済と地域企業に影響を与えそうな課題がメジロ押しである。国会でもこれらの議論がなされている。それはこれからの5年、7年後に大きな経済的環境を国内的にも多くの課題の中で、変化させる要因を含んでいるからである。この小論文では最近のグローバルな動きを観察しながら、その影響がどんな形でローカルである地域ビジネスに及んでくるのかを2つの分野、農業と知的財産に限って述べてみたい。これらの議論の先立ちとして、対外的にはリーマンショック後の影響が薄らいできた2013年だが、米国のFBRが9月に量的緩和政策の出口を伸ばすとか、TPPの交渉の妥結を年内に行いたいとかの動きが早まってきて、この解決策を見つけるのは焦眉の急である。TPPの年内妥結を急げば急ぐほど、初期に標榜していた貿易自由化レベルが下がりがねないという矛盾を抱えている。

貿易では、かつて自由貿易論が一般的で、GATT、WTOの国際機関での交渉で参加国に要求されてきたのは、関税の引き下げや撤廃、規制の緩和（非関税障壁）などが主なるものだったが、近年はFTAやEPAやTPPなどの登場で様相は一変してきている。アメリカの国際経済学会での貿易論に関しては様々な新しい動きがあり、とりわけハイパー・グローバリゼーションの出現が多く論者を議論に参加させている。今までの自由貿易論に修正的加筆をして、いくつかの論点

を整理していかなければならない状況になっている。この論文では、その点も取り上げ、今後の日本の貿易論と企業の動向に新しい考え方を紹介できればと思う。

論文の狙いである、国内企業、地域企業の今後の動向にも注意を払っていきたい。

この諸論文の構成はまず、はじめにから出発し、I章では自由貿易か保護貿易かの歴史を概観し、II章では、TPP参加に関しての交渉の焦点を整理し、III章ではTPP参加での消費者のメリットとデメリットは何か？を問うて、解決の道を探り、IV章では、日本の農業の現状と将来に関する提言をし、TPP参加後のあり方を整理した。V章では知的財産権を取り上げて、日本企業がグローバル経済社会で、特許権、商標権等の法的な環境をどのようにして構築していくかを論じた。最後に参考文献を掲げた。

I 自由貿易か保護貿易かの歴史

自由貿易か保護貿易かの議論はアダム・スミスが「諸国民の富」(The Wealth of Nations)を1776年に表わして以来、かしましく論じられてきた。市場の自由競争原理とともに多くの主流派経済学者に自由貿易が関係国に利益をもたらすと受け入れられてきたのは、自由貿易のほうが保護貿易よりも望ましいということである。デービッド・リカードが「比較優位論」により「自由貿易」の理論的根拠を上げて以来、長くこのことが国際経済学の主流になってきている。

リカードの後には、比較優位の理論で最も基本的な定理として、ヘクシャー・オーリンの定理が掲げられる。しかしながら、この理論は沢山ある理論仮説の一つと言っても過言ではない。なぜなら理論化を図る際に多くの過程を設けているので、「いくつかの条件がそろわないと成り立たない」からである。戦後の実証研究で確認された部分も多い。

この定理は一言で言い表せば、「生産要素(労働と資本)の比率を考えたとき、各国が潜在的に抱えているこの比率と、各産業が必要とする生産要素の比率を比較し、各国が適合性の高い産業に特化(specialization)することによって比較優位が生じる」と言うことである。

前提となる条件は、次のような現実の経済で起こる貿易とはほど遠い非常に特殊なものである。
ヘクシャー・オーリンの定理

1. 世界は、2国、2財、2種類の生産要素(労働と資本)が存在する。
2. 生産は、規模に関して「収穫不変(生産要素の投入量をn倍したとき、生産量もn倍になること)」が成立している。
3. 生産要素は完全雇用されている。
4. 生産要素は国内の産業間を自由に移動でき、そのための調整費用もかからないが、国と国との間の国際的な移動はしない。
5. 国内市場では、生産物市場、生産要素市場とともに完全競争が行われている。また、国際貿易の運送費用は存在しない。

6. 両国で資源の相対的な賦存度は異なっている。
7. 両国における各個人の効用関数は、同じである。

自由貿易を行う双方の国に、互恵的な利益の増大を確実にもたらすためのキツイ条件（現実にはなかなか見られない）がそろっていなければならない。いろいろな意味で現実の経済からは実現しない厳しさがある。アメリカを始めTPP参加国は自由貿易論者であり、比較優位論を根拠にしている嫌いがあるが、実際の経済と理論の間を埋めるのは、かなりの時間を擁す。

貿易に関しては、生産要素が国際間移動しないと言うのは、現在のグローバル社会からは考えにくい想定である。TPPは製品やサービスの自由化だけでなく、投資の自由化までも含めているが、資本の国際移動を想定していないと言うのはヘクシャー・オーリンの定理の制約が大きすぎる。

このほか自由貿易論では、為替相場に関しては理論の想定外においている。実際の為替相場は金融市場の影響はもちろんのこと、非合理的な市場心理や投機マネーによっても変動するので実物経済の実態と連動していないことがある。

それでは、イギリスの自由貿易論はヨーロッパではどのように受け止められていたのか？

19世紀のヨーロッパ諸国は貿易自由化が行われた場合でも、同時に各国政府が労働者保護政策を講じ、グローバル化がもたらす悪影響を軽減していた。国際的な自由化を推し進めながら、政府による国内保護政策を必要としたからである。自由貿易にはドイツの歴史学派フリードリヒ・リストなどの幼稚産業保護の抵抗もあった。

一見世界は自由貿易を標榜してきているとは言え、実際に理論的な意味で自由貿易に最大限近かったのは、香港であるとミルトン・フリードマンから以前講義の中で聞いたことがあり、筆者自身も香港に滞在してそのように感じたものである。

第二次大戦後、アメリカを中心に国家の調整と管理に基づいて貿易自由化が行われてきた。しかし、これも1970年代から1980年代にかけて貿易体制が変化し始めた。アメリカ自身がベトナム戦争、オイルショックなどで経済力が相対的に低下し、関税引き下げだけでは優位を保てなくなってきたからである。そして、経済戦略の主眼を、市場の内部にある企業の競争力を強化するアプローチから、市場のルール自体を自国企業に有利に変更するアプローチに移行し始めたことから伺える。

自由貿易協定の意味が変わってきた理由

1. 貿易交渉の成果によって、各国の関税はある程度まで低くなり、もはや関税撤廃が交渉材料ではなくなった。
2. アメリカの経済力衰退により、寛大なはずのアメリカ自体が貿易赤字と失業率の増大のため利己的になった。すなわち、非関税障壁の撤廃や、自国に有利な経済ルールの導入を求める

ようになった。

3. 「国際通貨体制の変化」がある。変動相場制への移行により、為替の影響が大きくなり、関税の効力は相対的に低下する。国際競争力を強化するのは通貨の価値コントロールである。2008年の世界金融危機以降も、世界不況が深刻である中、各国とも自国の通貨の価値を下げ、輸出を拡大しようとする「通貨安競争」を繰り返してきた。
4. 「企業のグローバル化」がある。企業は国境を越えて、儲かる国や地域に工場を立地する時代になった。逆に政府は自国に企業を誘致しようとしている。企業の国境越えは「関税障壁の向こう側」での製品生産で、関税は何の障壁にもならない。日本の「産業空洞化」はまさにこの問題である。

グローバル化した世界では、相手国の関税引き下げより、相手国で企業が有利にビジネスを行えることが肝要である。貿易交渉でも、関税の引き下げ要求ではなく、相手国の国内制度や経済ルールを自国企業に有利に設定することが求められてきた。

グローバル化が言われて久しいが、国内の経済が全てこれに準じてくれば、時間の経過とともに世界標準に経済指標が平準化されてくる。たとえば国内の賃金水準が国外のそれに似たようになるのは、まさに時間の問題である。しかし実際に理論通りになることを各国雇用者が望むことは異なるかも知れない。時間的要素が静態理論では欠如しているが、動的なモデルで考えれば、理論の示す具合は可能である。

グローバル化が進んだ今日の世界では、関税はもはや主要なテーマではなくなってきた。関税の維持は自国の市場や雇用を守る手段ではなく、関税の廃止（撤廃）も経済のグローバル化を推進するための手段ではなくなっている。農産品の交渉で関税撤廃や引下げが議論されているが、一部の分野を除けば、往年の勢いはすでないのである。替わって、グローバル戦略の主要な課題は、関税ではなく、「通貨」と「ルール」になってきているのである。

それでは、通貨の交換比率はどのように決まるのか？市場を通してきまるのか？

答えは、市場だけで決まるのではない。外国為替相場は、各国の国家政策や国家の意志によって左右されてしまうことがある。基軸通貨ドルを持つアメリカの政策や政治力は為替相場に大きな影響を与える。ルールもまた然りである。市場や企業の要望によって自然に決まるのではなく、国家間の交渉によって決まる面が少なくない。

世界のグローバル化は何を意味するのか？

世界がグローバル化したことにより、残念ながら、国家の政治の影響力は後退するどころか、より重要になってきている。その結果、世界経済は、市場のルールで行われる企業間の経済競争だけではなく、市場のルール設定を巡る国家間の政治抗争・交渉の場となった。国際市場のルー

ルが企業に特に影響を与えるのは、外国為替相場の変化である。たとえば、貿易相手国が通貨を切り下げ、自国通貨が切り上がれば、相手国は瞬時に国際競争力を獲得してしまう。企業努力で競争優位を得たとしても、すぐに失ってしまうのである。

企業努力とは無関係に操作される市場ルールは外国為替のほかに、国際会計基準、銀行の自己資本比率、規格、各国の国内規制（独禁法、社会的規制、安全規制、環境規制、知的財産権制度など）がある。

1990年代に入ると、WTO（世界貿易機関）と言う新しい枠組みが発足し、GATT体制は終わりを告げた。WTOは世界の150か国が参加する、自由貿易の推進を目指す国家機関である。1995年に発足して現在まで続いている。現在の世界貿易ルールの基本となるのは、このWTOのルールである。GATTは単なる「協定」であり、交渉によってものごとを進めていたのに対し、WTOは本部を構え、加盟国を正式に定めた「機関」である。貿易ルールに関する国際的な立法や司法権を有し、ルール違反した国に対する報復措置を容認するという実効力も持つ。WTO貿易ルールは、発展途上国に対する例外措置を除いては、各国一律に適用されるものである。貿易以外にも、食糧安全保障や環境問題などの貿易以外の関連事項にも一応配慮をする建前になっている。

問題はこのWTO体制によって、自由貿易と保護貿易のバランスが大きく崩れていくことになった。

ハイパー・グローバル化の誕生

1990年代のGATTからWTOの変質を具に論じているのは『グローバル化・パラドックス 民主主義を世界経済の未来に』を2010年に著したダニ・ロドリック（ハーバード大）である。

GATT体制では、各国の国内政策と貿易自由化が両立するように運営されてきた。GATTの目的は、完全な自由貿易の実現ではなく、より自由な貿易と各国の国内政策との整合性を図ることであった。従って、貿易の自由化が進められていた分野は限定的であり、農業やサービス業については各国政府によって保護されていた。工業製品でも繊維製品は保護されている。各国固有の国内経済システムは尊重され、GATTの交渉が国内制度の改変を求めることはなかった。自由貿易体制は各国の国内政策に従属していた。

1986年から1995年のGATT体制下最後の通商交渉「ウルグアイ・ラウンド」や1995年WTOが成立したあたりから、世界貿易の様相が変わってきたとロドリックは論じている。つまり、世界貿易に対する基本的考え方が、「各国の国内政策や国内制度などは、国際貿易市場や国際金融市場に従属すべきである」というイデオロギーへと変わったと言う。

農業やサービス業など、それまでは基本的に自由化の対象外であったものも含めて、あらゆる分野が自由化の対象になった。GATT体制での議論の対象は専ら関税や輸入割当だったが、

WTO体制では国内制度を改変する事まで求められるようになった。これをダニ・ロドリックは、ハイパー・グローバル化と呼んでいる。

WTOのルールは「各国に一律に当てはめるルール」であるが、これを策定し合意に至らせるのは容易ではない。150か国以上の国が参加しているので、ルールを巡る交渉は常に難航し、しばしば決裂しているのが現状である。

1990年代末以降、WTOの交渉が停滞することによって、WTOの枠組みを越えて、二国間、あるいは多国間で独自にFTA（自由貿易協定）や投資協定が結ばれるようになった。

FTAは、加盟国に一律のルールを適用しようとするWTOの原則とはことなり、相手国を選んで、相手国との間だけで通用する関税ルールをさだめるものであり、WTOのルールの例外として認められている。「北米自由協定（NAFTA）」やTPPもこのFTAの一種である。

2006年、アラン・ブラインダー（プリンストン大）は「近年の情報技術をグローバル化により、『オフショアリング』と言う現象が起き、伝統的な自由貿易論が崩れつつある」と論じた。「オフショアリング」とは、企業が、コスト削減のために、その業務の一部または全部を海外に委託することである。

ブラインダーによる「オフショアリング」の説明。

かつては、国際貿易で取引されるものは、箱の中に入れて安価で海外に輸送できる財に限られていた。しかし現在では、会計、コンピュータのプログラミング、建築設計、エンジニアリングと言った高付加価値サービスまでも国際的に取引されるようになった。しかも、中国やインドには、低賃金にも関わらず高い技能を持つ労働者が膨大に存在し、高付加価値サービスまで低賃金で行われるようになった。

その結果、先進国の国内産業だったこのようなサービス業の雇用まで、新興国に奪われるようになった。ブラインダーはオフショアリングにより、3千万人のアメリカの雇用が国外に流出する可能性があるとして主張している。

もし、このような傾向が続けば、先進国の国内に残りうるものは、オフショアリングの対象になりにくい産業、主として福祉や教育、接客業などの対人サービスだけとなっていくだろうと論じている。ただし、製造業とは異なり、対人サービスは生産性の向上はほとんど不可能なものが多いため、その価格は大きく下がることはあまりなく、需要も伸びにくい。そのような業種に雇用を求める労働者が集中すれば、彼らの賃金は下落してしまうであろう。要するに、グローバル化は、先進国の製造業の衰退と外国人サービスへの集中をもたらし、雇用の減少につながるというのである。

2009年ポール・デイビッドソンは、グローバル化は、生産性向上のための投資を鈍化させるという側面があると指摘する。

ポール・デイビッドソンの生産性向上の鈍化に対する説明。

かつて企業は、生産性を向上させるために、労働者の技能向上や設備更新あるいは研究開発に投資を行ってきた。しかし、グローバル化によって、企業はそのような生産性向上の投資を行な

わなくても、海外に工場を移転し、中国などの低賃金労働者を利用すれば、容易にコスト・カットを実現することができるようになる。企業は、海外への安易なアウトソーシングに頼り、投資を怠るようになったため、労働者の生産性は向上しなくなった。イノベーションも鈍化するようになった。

2008年ポール・クルグマン（プリンストン大）は、ブルッキング研究所で発表した論文で「自由貿易が非熟練労働者に損害を与え、格差を拡大するようになっている」と言うことを主張した。

2008年ローレンス・サマーズ（元ハーバード大）も「経済のグローバル化は、国内労働者にとって良いものとは必ずしも言えない」とかつてのグローバリゼーションの熱心な伝道者が新聞に寄稿した。

2012年ジョセフ・スティグリッツは『世界の99%を貧困にする経済』を刊行し、グローバル化が貧富の格差を拡大すると論じている。

ジョセフ・スティグリッツの貧富の差拡大の説明。

資本のグローバル化が進むと、資本家は資本の海外流出を脅しにして、労働者の賃金水準を低く抑えることができる。貿易のグローバル化もまた、先進国と途上国の労働者の競争を通じて、先進国の労働者の賃金を下落させる要因になっている。このようにしてグローバル化は、貧富の差を拡大する。また、アメリカは、WTO協定やNAFTAその他二国間貿易・投資協定を通じて、自国の企業の利益を増やすため、相手国の規制の導入を制限している。これは、相手国の民主主義を不当に制限するものである。

以上のような動きが、かつて自由貿易論を標榜していた学者の中から出てきていることは、大変興味深い。

このように見てくると、TPP参加が果たして企業の将来のあり方をどのように変化させるのかが、理論の上でも実証の上でも分析が必要になる。

特に、グローバル化が進行して、国内特に地方の中小・零細企業のあり方を全面的に見直さないと、若者の雇用が今後どうなるかが懸念される。

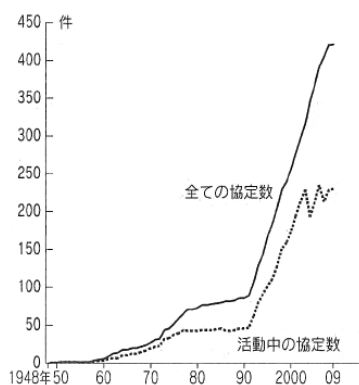
II TPP参加に関する交渉の焦点

TPPのモデルと言われる米韓FTA（広域自由貿易協定）に関して多くの問題点が噴出している。しかしながら、世界の潮流はこの問題点を凌いで、米国とEUのFTA交渉が2013年7月に始まった。東アジア、アジア太平洋地域はFTAやメガFTAの時代を迎えている。

なぜ多くの国々が広域FTAへの交渉へと駆り立てられるのだろうか？ 答えはある国がFTAやRTA（地域貿易協定）への参加が遅れると、輸出先を失い痛手を被ると考えているからである。そのため時流に遅れまいとしてFTAやRTAに参加しようとするのであろう。

ジュネーブ国際問題研究所のリチャード・ボールドウィン教授は、1993年の論文で、世界各国が「ドミノ倒し」のように次々とFTAやRTAに参加し、締結を図ろうとする構造を明らかにした。これが多国間貿易自由化のステップになっている可能性が高い。これらの実証研究としてFTAを締結したメンバー国間では10年間に2国間貿易の総額が約2倍になっていたという「貿易創出効果」を、米国クレムソン大学のスコット・バイアー準教授らが発見した。では、このドミノ倒し理論（効果）はどこから生まれてきたのだろうか？ 地域貿易協定に関する経済効果は、古くから「貿易創出効果」と「貿易転換効果」という2つの効果が議論されている。

次の図はRTAなどが世界規模で進展している様を示している。



(出所) 世界貿易機関 (WTO)

米国ハーバード大学のエルハナン・ヘルプマン教授とプリンストン大学のジーン・グロスマン教授は1994年の論文において、政治献金で複数の業界団体によるロビー活動が、政府の貿易政策に影響を与える構造を指摘。この結果以下のような理論的帰結が導かれようとしている。

地域貿易協定参加の理論的帰結

あるRTA（地域貿易協定）が形成されると、その協定から排除された非加盟国では貿易転換効果により輸出市場が縮小する。すると非加盟国の輸出産業は市場を確保するため、政治献金を用いて政府にRTAに参加するように促し、政府もそれに答えるようになる。こうした事態がドミノ倒しのように次々に起こりうる。この過程で注目する点は国内の政治的動機が現実の貿易政策を突き動かしているという帰結である。

上の理論的帰結を検証したのは、ボールドウィン教授らである。2012年の論文で1977年から2005年までの100カ国以上に及ぶ国のデータに緻密な解析を加えている。結果、理論どおり、貿易転換効果の恐れから、次々とFTAが形成されていったことが示された。

自由貿易を標榜するアメリカや欧州諸国においては、第二次世界大戦後、国際貿易が目覚しく拡大した背景には各国が利益を享受した点が上げられる。貿易自由化こそ貿易を拡大し、世界に利益をもたらす施策であると多くの企業と貿易関係者は見る。しかし、ガットやウルグアイ・ラウンド、WTOの戦後の動きから完全自由貿易は実現されてはいない。寧ろ非関税障壁による国内産業の保護、関税、輸入割り当て、輸出補助金、セーフガードなどなどが存在して来たからである。国内産業の事情は直接産業の生産性や雇用に関わってくる。

1989年に発効した米国・カナダによるFTAの影響を、カナダのトロント大学ダニエル・トレフラー教授は2004年の論文で、短期的にはカナダの製造業雇用が5%減少したものの、平均的な労働生産性は約6%向上し、経済全体に利益をもたらした可能性を示した。

このような効果は最近の日本の企業が内にはデフレ下の経済と外には対ドル円高状況で、より安価な労働を求めて海外に流出するという同じような流出現象を経験している。流出現象という点に限ってみればその内容的状況は違うが、経済現象としては同じように労働生産性の低い企業が市場から退出し、生産性の高い企業が国内でシェアを高めた。

このように貿易自由化が企業の選別を通じて経済全体の生産性を改善させるメカニズムは、ハーバード大学のマーク・メリッツ教授が2003年に発表した論文で理論的に示した。この「メリッツ・モデル」はその後の海外直接投資に関する様々な研究を誘発することになった。

米国・カナダFTAについては、締結後カナダでは、対米関税が引き下げられた結果、カナダの輸出企業で生産性上昇が見られた（2010 アラ・リレーバ）とか、メキシコの北米自由貿易協定（NAFTA）や欧州連合（EU）との貿易協定が、企業の選別だけでなく企業の研究開発投資を刺激し、競争促進効果を生み出すこと（2010 手島健介）を示したとか、いろいろな成果が見られた。「輸出を通しての学習効果」は、アジア通貨危機前後の中国データで輸出が生産性向上効果を持つ（2010 アルバート・パク）ことを示した。

日本を対象にした研究では、RIET（経済産業研究所）などを中心に進んだ。

輸出を開始した企業は開始しなかった企業に比べて4年後で30%程度労働生産性が高くなっていることを発見（2011 若杉 戸堂）。輸出に関する同様の効果は既に条件付ながら見出されていた。（2006 木村 清田）

経済バブル崩壊後の日本経済低迷の理由が経済全体の生産性低下にあるという考え方は、有力説のひとつとして掲げられた。（2002 Hayashi, Prescott）

上述の議論は日本の幕末の開国で一人当たり国内総生産（GDP）が約8%から9%上昇した（2005 VanHouen, Brown）と言う議論に加え、第2次世界大戦後に次ぐ、良く言う「第3の開国」であるTPP参加を勧める製造業（企業の選別と生産性改善）に通ずると言う論者は多い。またこれが将来の経済成長の礎となると唱える者もいる。実証研究が待たれる。

これらの研究・議論が展開された背景は、FTAやEPAなどが盛んになり、TPPやRTAが急増しているのはなぜかと言うところから出発している。しかしながら、注目しなければならないのは、世界貿易機関（WTO）における多国間の貿易交渉は進んでいなかったこと。この点に関してはWTOとその前身である関税貿易一般協定（GATT）への加盟が必ずしも貿易促進にはつながらなかったという実証研究がある（2004 マイケル・トムズ）。

結局GATT/WTOの効果はあったとしても小さいと考えられた。そのような限界が進展を妨げ、代わりにTPPやRTAが浮上することになった。

ただし、TPPは地域貿易協定（RTA）¹の一種だが、自由貿易協定（FTA）²のようなモノやサービスの貿易自由化にとどまらず、知的財産保護などの共通ルールを求める「高度」な協定で、経済連携協定（EPA）とも呼ばれる。

¹ 2国間、もしくは限られた数カ国の間だけで関税を撤廃するなどして貿易を自由化する地域差別的な貿易協定を指す。域内でのモノ・サービス貿易の自由化を求める自由貿易協定（FTA）などが代表的である。すべての加盟国を無差別に扱うという「最恵国待遇」を基本とする世界貿易機関（WTO）では、例外として一定の条件の下で認められている。

² RTAに加盟すると、加盟国間の関税が撤廃されることで貿易のゆがみを取り除かれ、加盟国間の貿易が創出されるという効果を「貿易創出効果」と呼んでいる。他方、より効率的に財を生産している非加盟国からの輸入が、RTAの発効で、より非効率な生産を行っている加盟国からの輸入に転換される効果のことを「貿易転換効果」という。

Ⅲ TPP参加での消費者のメリットとデメリットは何か？

TPP参加に関しては日本国内で様々な意見が聞かれるが、経団連、経済同友会などは大企業を中心に参加表明すべきとの声が強いの。しかし、農業団体では慎重論が多く、寧ろ完全関税撤廃には強く反対し、参加をするべきではないという議論が多い。

では、具体的にはどのような状況が考えられるのかを探ってみると、次のようなことがあげられる。

1. まず、関税の撤廃や引き下げで輸入品が安くなる。かばんや靴などには現在10%前後の関税がかけられていて、その分値段が高くなっているが、関税が下がれば、アメリカなどのブラ

ンド品が安く手に入るようになる。

2. 輸入牛肉の小売価格は1割ほど安くなるといわれ、外食業界の値下げも予想される。コメの関税（778%）が引き下げられれば、安いコメが出回るようになるであろう（ただし日本政府は、国内の農業を保護するため、コメ、麦、牛肉・豚肉、砂糖、酪農製品などを関税撤廃の例外扱いにするよう交渉で求めていく方針と報告されている）。
3. TPPでは食品の衛生基準も話し合われる。外国の国内ルールに合わせることで、残留農薬の規制基準が下げられ、遺伝子組み換え食品の表示がなくなるかもしれない、食品の安全性に不安を感じる消費者は日本国内には多い。
4. 医療の分野ではどうなのか。日本には、すべての国民が公的医療保険に加入し、保険料を支払う代わりに少ない負担で診療を受けられる「国民皆保険制度」があるが、TPPによってこの制度が崩壊するのではないかと心配する声が少子高齢社会での日本には多い。

注目されるのは、アメリカが求める「混合診療」の解禁。混合診療とは、保険診療と保険外診療を併用することである。現在、保険で使える薬の値段や診療費は国が決め、安く抑えているが、あまり高額な治療や薬は保険の対象にできない。混合診療の解禁によって、病院や製薬会社が高額な自由診療や最新薬に力を入れるようになると、保険で賄える範囲が縮小し、貧しい人が十分な医療を受けられなくなるかもしれない。

ただし混合診療には、同じ病気でも患者によって治療法や薬を自由に選べるというメリットがあり、国内にも解禁を求める意見が少なからずある。

以上のようなTPPのメリット、デメリットはまだ確定しているわけではなく、今後の交渉次第といえる。

THE PAGE 2013年 5月9日（木）を参照

IV 日本の農業

日本の農業は長い間、様々な観点から保護されてきた。この大きな理由は、農業という直接人々の食に関する分野のため、当然のことと考えられた。食料自給率の場合は、自給率が3年前（2010）に39%になったときは、これ以上率を下げてはならないという議論がかしましくメディアを騒がせた。特に、昔から一朝有事の際、食料・生鮮食品だけは確保しておく必要があると言われてきている。政府が特に関心が深いのはTPP交渉の際、米、麦、肉類（牛・豚）、酪農製品（チーズ、バター、その他乳製品）、砂糖などである。これまでは世界の競争に晒されることは

ほとんどなく、米などは補助金により、競争価格とは程遠い高価格が維持されている。

そのような中での日本国TPP参加交渉により、環太平洋経済連携協定（TPP）閣僚会議は共同声明を出して、年内（2013年）妥結を目指すことを明記した。日本国では政府の参加表明とともに農業界には根強くTPP反対論が渦巻いている。政府試算では、3兆円の農業産出額が減少するという発表もあり、このこと自体脅威に感ずるグループが存在する。このままTPPへ参加し、自由貿易関税ゼロをTPP参加国から特に米国から要求されれば、関税で守られていた農業品目は、交渉からはずれ保護的色彩を取り除かれることになる。（TPP参加国による貿易域の拡大）

ここで日本の現在の農業を新しい観点から考えてみたい。わが国の農業は力があり、「競争力のある農業」への転換が可能だとする論者は多い。強い農業になるためには、経営者の力量によるところが多いが、経営する農業ということに関しては、そのスタイルとしては大規模農業を提唱する人は多い。また農地の獲得が進めば、競争力を伴う農業を営むことができると言う若手生産者が多いのも事実である。機械化（資本の導入）が収穫一定から収穫増型にシフトさせることができると考える。また、6次産業化、複合化、輸出など様々スタイルが議論されている。（吉田忠則『農は蘇る』（日本経済新聞社・2012年））

営農スタイルは農業の供給システムの構築と深く関わっている。プロダクトアウトからマーケットインへの大転換を図ることが喫緊の課題かも知れない。作ると一言で言っても、消費者の要求する視点を理解しての生産は、確かにマーケットインという生産方法、つまり消費者がほしいと思われる商品の生産方法が農業でも取り入れられることになる。TPPに対応するには「作って売る」から、「売れるものを作る」へのシステム転換が求められる。最近のわが国農業では、長野県佐久の野菜・卸売り業、島崎秀樹『儲かる農業』（竹書房新書・2012年）が、自らの経験をもとに「営農販売会社」のビジネスモデルを紹介している。00年に農業生産法人「トップリバー」を立ち上げた。既存の農家との大きな違いは営業部隊がいること。営業が商談を纏めて初めて農業の仕事が発生し、生産計画が作られる。計画を達成するための方策を生産部門が必死で考えるこのやり方は、作物を作ってから売るこれまでの農業の正反対にある。まさにプロダクトアウトからマーケットインへの大転換である。

うれしいことに、わが国では売れるものを契約してから作るパターンで成功している事例が多くなってきている。逆にプロダクトアウト型の農協（JA）の営農販売事業は衰退の一途をたどっている。

わが国で今後考えられることは、新しいシステム整備を農家個人や新規参入起業に任せるのではなく、農業の成長を考えるならば、これらを支援していくべきであろう。国内農業をイノベーティブに改革する農業のありようが、TPP参加交渉とともに問われている。

様々な営農スタイルは、流通経済路のごとく、農場から売り場にいたる全体の流れの中で考え

られるべきで、この供給システムを構築して初めて農業の再生（営む農業）が図られるのかも知れない。（吉田忠則前出）食料供給のシステムはフードシステムともサプライチェーンとも言われるが、大澤信一『プロフェッショナル農人』（東洋経済新報社・2013年）は、この仕組みがTPP参加後も日本に適した高収益農業の指針になるとしている。しかし、現段階ではどの分野の誰が、どのように構築できるかが課題である。

自由貿易を標榜するTPP参加国のリーダーであるアメリカは既に、食料を戦略物資と位置づけて強靱な農業を作り上げている。（石井勇人『農業超大国アメリカの戦略』（新潮社・2013年））米国の戦略の中にTPPがあるという評価を下す論者もいて、真の自由貿易はすでに、何らかの力が働いていて、実際にはあり得ないとする識者もいる。

日本の農業は規模の経済性を前面に出して、国際競争力を養い、競争力のある品目に特化すれば、TPP参加後もやっていけるとする議論がある。しかし、大規模化すると、当然ながら機械化も進み資本を中心にした生産活動への移行により、資本と労働のバランスが今とは異なる状況がでてくる。資本集約的であれば、将来の農業部門の雇用も減り、実際に会社経営で農業を営む技術ノウハウを持った人々だけに限られるようになるかもしれない。地方の農業マネジメントは今後の課題になるであろう。

下の図は各国の農業経営面積である。これから見ても日本の農業が小規模で行われていて、農地を大規模化し、機械の導入をはかり経営規模を拡大する余地が残っていることがわかる。

図表：平均経営面積の国際比較

	日本	米国	EU(25)				豪州
	(2005年)	(2002年)	(2003年)	ドイツ	フランス	イギリス	(2001年)
農地面積(ha)	469	37,971	16,348	1,701	2,943	1,696	45,572
農家一戸当たりの農地面積(ha)	1.8 (1)	178.4 (99)	15.8 (9)	41.2 (23)	45.3 (25)	57.4 (32)	3,240.9 (1,801)
国土面積に占める割合(%)	12.6	39.4	65.5	47.6	53.3	69.6	59.3

この図は日本、米国、EU（ドイツ、フランス、イギリス）そして豪州を加えた農地面積、農家一戸あたりの農地面積を若干年度は違うが国際比較したものである。

これから伺えることは、いかに日本の農地が限られたものであり、規模の経済が一切働かない状況であることが分かる。米の生産を取り上げれば、米国や豪州では既に日本のコシヒカリなどが生産されている。また、日本米とほとんどそん色ない味をもつ米が生産されていて、かの地のすし店や日本料理店で使用されているものもある。

V 知的財産について

日本では、TPPについて関税撤廃の例外品目が論点の中心になっている嫌いがある。しかし、貿易や投資で大きな役割を果たす知的財産についてはどうであろうか？

知的財産は、技術、デザイン、ブランド、コンテンツなどの情報の付加価値を財産権として保護するものである。資源に頼ることができない日本にとって、将来の成長の源泉に情報を据えることは重要なはずである。

日本企業にとって、技術、デザイン、ブランド、コンテンツなどが知的財産権によって、日本市場で守られる利益は大きい。国際的市場での保護がTPP参加国に義務付けられれば、今後の国際市場でも日本だけでなく、参加国の知的財産権が守られることになる。

WTOでは、知的財産権の保護の水準が定められるのみであったのが、TPPでは、特許権などが発展途上国政府による強制実施権（特許権者の承諾を得ずに技術を使う権利）設定などによって投資資産の価値が損なわれた場合の補償措置を定める見通しになっている。

このことは、企業の申し立てによる仲裁が認められれば、企業は自らの利益を守ることができる。

知的財産制度のユーザーである企業にとって魅力のある制度設計とは？

経済の活性化のためには、技術、デザイン、ブランド、コンテンツの供給を発展させていかなければならない。技術、デザイン、ブランド、コンテンツの発展のためには、投資へのインセンティブを促進するように、特許法、意匠法、商標法、不正競争防止法、関税法で保護を強化していかなければならない。（相澤 一橋大）

考えられる制度設計

1. コンテンツの分野では、コンテンツの流通拡大に向けて、著作権法の整備が必要である。
2. 技術については、特許権の取得を魅力的にするような制度設計をしなければならない。その具体策として、権利を取得しやすいように出願人に優しい手続き戻すことにより、特許権の利益を実現しやすい制度にする。
3. デザインについては、アイコンなどの新しいデザインを保護対象とするとともに、意匠権の取得手続きも出願人に優しい制度とし、デザインが十分に保護されるように権利の範囲を広げるべきである。

国際的なサプライチェーンの拡大との関連では

日本の知的財産法の適用領域を日本国内に制限していることを改めていくことが必要である。

これからは、日本の技術、デザイン、ブランド、コンテンツの国際的流通がますます激しくなることが予想される。日本の知的財産法の適用を国内に限っていたのでは、海外生産や海外からのサービス提供により、日本の知的財産権が空洞化する恐れがある。

海外で行われた日本の知的財産権の侵害にかかわる製品が日本に輸入される場合は、知的財産権の侵害と規定する制度の確立が必要。海外での知的財産権の侵害にかかわる製品や部品などが日本の領域を通過する場合も、日本の知的財産権の侵害とするようにしなければならない。(相澤 一橋大)

結論としては、日本経済が直面している状況を鑑みれば、TPPなどの自由貿易協定（FTA）や投資保護協定を活用して、国際的な知的財産権の保護に関して実質的な水準を引き上げる必要がある。引き続き、国際市場の一翼を担う日本市場における知的財産権の保護水準の引き上げもしていかなければならない。

さいごに

この小論文で明らかになったことは、過去国際経済と国際ビジネスの周りを取り巻く環境が21世紀に入り、急速に変化してきていることである。既存の国際貿易理論で繰り返された自由貿易論の背後にあるアダム・スミス以来の主流派経済学の中の主張が厳密に言えば形を変えて議論されるようになってきたことである。自由貿易論の見方が現実の経済社会の変化とともに、大きく変わってきているのである。

貿易体制が本質的に変化し始めるのは1970年代から1980年代にかけてであるが、1990年代に入ると、WTOと言う新しい枠組みが発足し、GATT体制は終わりを迎えた。GATTは単なる「協定」であり、交渉によって物事を進めていたのに対して、WTOは本部を構え、加盟国を定めた「機関」である。このWTO体制によって、自由貿易と保護主義（保護貿易擁護の考え方）のバランスが大きく崩れていくことになった。ハイパー・グローバリゼーションの出現で、GATT体制で論じられた関税、輸入割り当て（非関税障壁）が、WTO体制では国内制度を改変することまでが議論の対象になったからである。

自由貿易論では「不都合な真実」と思われる事象が起こってきた。「オフショアリング」による新興国に雇用が流出することや、海外への安易なアウトソーシングに頼り、投資を怠るようになり、労働者の生産性が向上する機会が減り、先進国の特権でもあったイノベーションさえも鈍化するようになったことである。また、自由貿易が非熟練労働者に損害を与え、格差を拡大する方向に動くことまで言われるようになった。ましてや、資本のグローバル化が進むと、資本家は資本の海外流出を脅しにして、労働者の賃金水準を低く抑えたとまで議論されてきた。

このような事象の変化は当然自由貿易論を標榜する理論家も巻き込んで、様々な論戦が繰り返されることになる。良しとしたグローバル化が予期しない方向に進んでいるさなか、「グローバル化」「自由貿易」の大きな変化を読みとらないと、TPP参加もおぼつかなくなる。

日本の国内企業の多くは海外に進出している。また、地域産業も貿易に依存している面や影響を受ける面が多い。とりわけ、この小論文で取り上げた日本の農業部門と知的財産に関わる企業

部門は特に論じておかなければならない。

参考文献：

- Blinder, Alan (2006) “Offshoring ‘The Industrial Revolution?’”, *Foreign Affairs*, Vol.85, No.2
- Krugman, Paul Is Free Trade Passe? *The Journal of Economic Perspectives*, Vol 1. No. 2 (Autumn, 1987)
- Mutoh Nobumichi (2006) “Offshoring and Outsourcing” *Gakusen Kiyou*
- Rodrik, Dani, “Imperfect Competition and Trade Policy in Developing Countries,” Harvard University mimeo, 1987
- Summers, Lawrence (2008) ‘A Strategy to promote healthy globalization’, *Financial Times*
- 岩田一政 (2000) 『国際経済学』(第二版) 新世社
- ジョセフ・スティグリッツ (2002) 『世界を不幸にしたグローバリゼーションの正体』 徳間書店
- 中野剛志 (2013) 『反・自由貿易論』 新潮社
- 武藤宣道 (2011) 「グローバル経済とTPP」 経営研究 学泉大学

受理日 平成25年10月1日